

お知らせ
消火器の破裂事故にご注意ください

古くなった消火器による事故が全国的に相次いで発生しています。事故防止のため、腐食や変形などのある消火器は絶対に使用しないでください。また、廃棄しようとする消火器は、絶対に自分で解体・放射をしないでください。

▼不用になった消火器の廃棄方法

・回収を行っている事業者に廃棄処理を依頼してください。（有料になります。）
腐食が進んだ消火器は、容器破裂の危険性が大きいので、速やかに廃棄処理を依頼しましょう。
※消防署では回収していません

・廃業者については、電話帳の「消防用設備・用品・保守点検」に掲載されている業者を参考にしてください。
★消火器の設置場所にもご注意ください
消火器は風雨にさらされる場所や湿潤な場所を避けて設置し、屋外には放置しないようにしましょう。

その他、不明な点がございましたら、最寄りの消防署にお問い合わせください。

■問い合わせ

仁淀消防組合消防署予防係
☎ 893-3221
吾北分署
☎ 867-2812
日高分署
☎ 0889-24-5411

お知らせ
ウリ類(キュウリ・メロン・カボチャ・ニガウリ・トウガン・ヘチマ・スイカ)を栽培される皆さんへ

―ウイルス病対策に―
ご協力お願いします―
近年、ウリ科野菜では、黄化えそ病が多発しています。

◇黄化えそ病とは

ミナミイロアザミウマという体長1㎜程度の害虫の媒介し、ウリ類全般に感染します。
一般的には生長点付近から黄化しはじめ、葉や果実にも黄化症状がみえるようになります。一度かかると、治療法がなく、症状が進むと収量が30%以上減少することがあります。

◇対策

・このような症状の株を発見したら根ごと引き抜きます。
・媒介する虫を確認した場合は、登録のある農薬で防除します。
・無農薬や減農薬で栽培されている場合などは、作物周辺に虫の侵入を防ぐ障壁用のネットなどを設置する工夫が大切です。

ウリ類黄化えそ病は家庭菜園などの露地栽培においても発生しますので注意してください。
なお、媒介虫の詳しい情報や、ウイルス病の診断を希望される方は左記までご連絡ください。

■問い合わせ

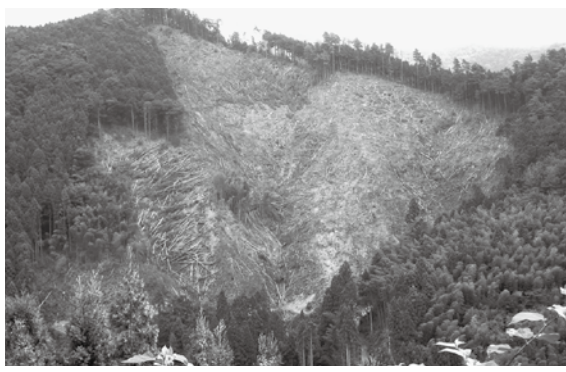
高知県中央西農業振興センター
☎ 852-1281

お知らせ
森林の立木を伐採するときは届出が必要です

▼伐採及び伐採後の造林の届出制度とは
森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止などの多面的な機能があり、私

たちの生活にたくさんの恩恵をもたらしています。

これら森林の持つている多面的な機能を高度に発揮させるための適正な森林施策を確保する観点から、森林の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認するために、森林法の規定に基づき、事前に届出していただくものです。



▼手続き方法

1. 届出対象者
森林所有者や立木を買い受けた方など、立木の伐採について権限を有する方となります。
①自分で、あるいは請負によって伐採する場合は、森林所有者
②伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と買い受け人の連名

2. 届出期間及び届出先

伐採を始める90日から30日前までに伐採する森林がある市町村長に届出をしてください。

■問い合わせ

産業経済課
☎ 893-1115
吾北総合支所森林政策課
☎ 867-2322
本川総合支所産業建設課
☎ 869-2115

お知らせ
森林の土地の所有者 届出制度のお知らせ

▼届出対象者
個人・法人を問わず、平成24年4月1日以降に売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわ